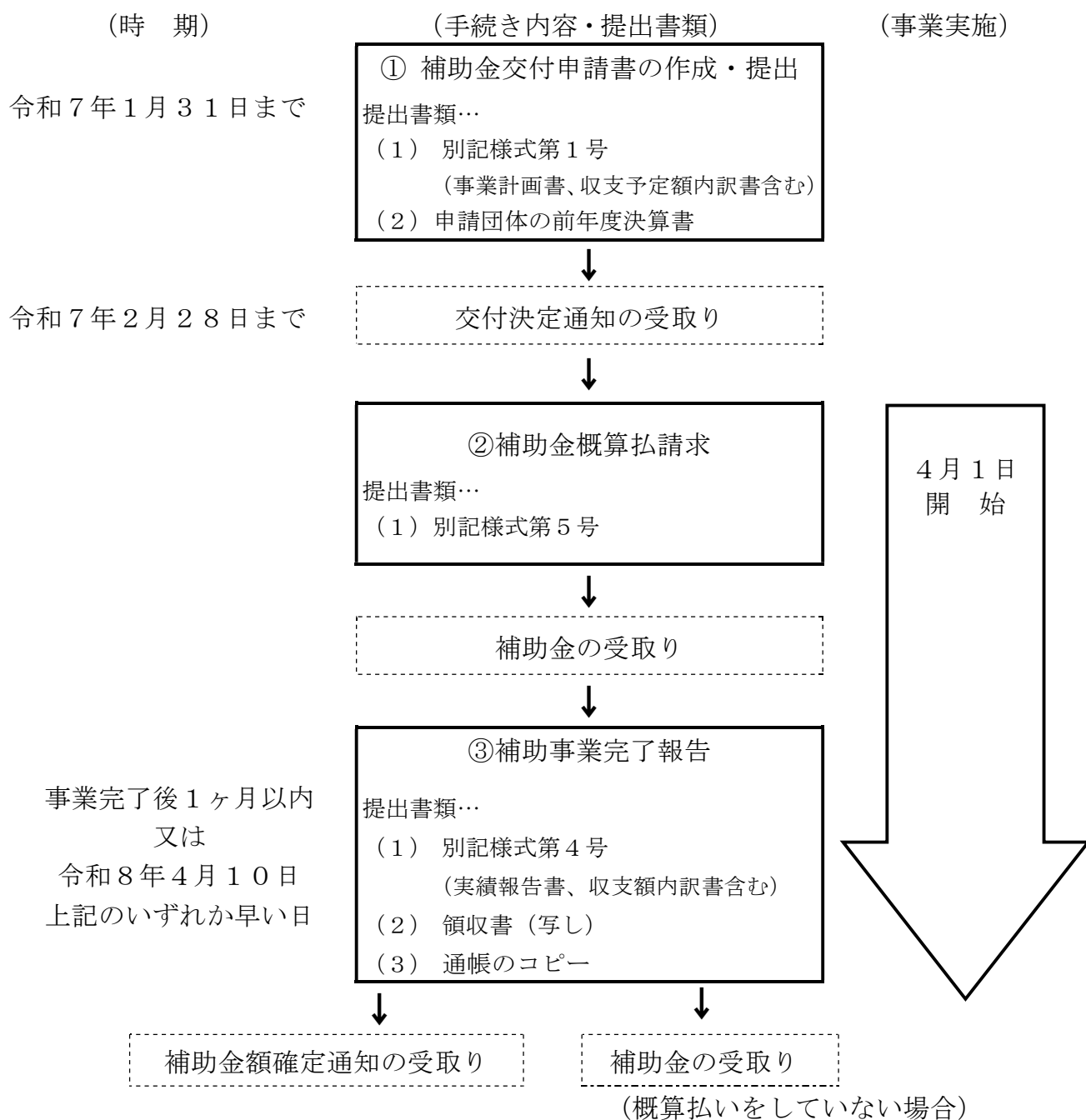


事業計画書提出後から事業完了までの事務の流れについて



(注1) 補助金交付は本会評議委員会の議決が前提となります(令和7年3月24日予定)。事業開始は4月1日から可能です。

(注2) 太線枠は、貴団体が県社協に対し書類を提出するものです。

(注3) 事業計画書提出後に変更がある場合は、別記様式第3号の提出が必要です。